

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月26日

支出負担行為担当官

横浜検疫所総務課長 渡邊 靖之

1. 件 名 輸入食品・検疫検査センターで使用するガスの需給契約
2. 履行期間 令和5年4月定例検針日の翌日から令和6年4月定例検針日までの1年間
3. 入札方法

入札書には、総価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「物品の販売」のうちで「A」、「B」又は「C」の等級にそれぞれ格付され、関東・甲信越地域の競争入札参加資格を有すると認められる者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他、予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格（以下に示す。）を有する者であること。

ア 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（e及びfについては2保険年度）の保険料の滞納がないこ

と。

a 厚生年金保険 b 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

c 船員保険 d 国民年金 e 労働者災害補償保険 f 雇用保険

※各保険料のうち e 及び f については、当該年度における年度更新  
手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年  
度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及  
び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているもの  
については納付期限が到来しているものに限る。）こと。

イ 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でない  
こと。

ウ 過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は  
送検されていないこと（役員及び使用人含む。）。

(7) ガス事業法第 3 条の規定に基づきガス小売事業者としての登録を受けている  
者、同法第 35 条の規定に基づき一般ガス導管事業者としての許可を得てい  
る者であること。

## 5. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1

横浜検疫所総務課経理係 電話045-201-4458

なお、入札説明書の交付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く令和5年1月26日（木）  
から令和5年2月9日（木）までの09時00分から12時00分及び13時00分から  
17時00分の間に行う。

(2) 競争参加資格確認関係書類の受領期限

令和5年2月10日（金） 11時00分

(3) 入札書の受領期限

令和5年2月13日（月） 9時40分

(4) 開札の日時及び場所

令和5年2月13日（月） 10時00分

横浜第二港湾合同庁舎6階会議室

## 6. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告 4 で示した競争参加資格を有していることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告 4 で示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。

(8) 契約締結日は令和 5 年 4 月 3 日とする。ただし、契約締結日までに令和 5 年度の予算が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。